

# 党・軍関係とジューコフ解任

駒村 哲 社会科学教育講座

キーワード：党・軍関係、ジューコフ、フルシチョフ

はじめに

1950年代のソ連政治史において1957年10月のジューコフ元帥の失脚（国防相解任）が1つの大きな謎であることは今日においても基本的には変わらないのではないだろうか。

その理由の1つは、ジューコフ解任に至る政治プロセスが決して単純ではなく、複雑に入り組んでいるからであり、もう1つはジューコフに対する非難・告発がすべて正しいとは言えないにしろ、多分に個人的感情やその他の要因を含んでいるからである<sup>(1)</sup>。

しかしながら、ジューコフが「軍事事項において職業軍人を優位にし、政治将校の役割を最小限に制限することを望んだ」<sup>(2)</sup> というのはほぼ間違いないだろう。

それゆえ、党・軍関係の文脈からジューコフ解任の問題を解明することは必要であると同時に有効である。

本稿では、ジューコフ解任に至る政治プロセスを解明するために、のちに批判的（彼に不利）に解釈されることになる国防省命令（『ソ連陸海軍の軍紀の現状とその強化策』）を検討する<sup>(3)</sup>。

## 1 ソ連陸海軍の軍紀の現状

まずはじめに、この時代（1950年代）ソ連陸海軍の軍紀はいかなる状況にあったのだろうか。

1956年3月、軍の指導者会議で、陸海軍の軍紀の現状とその強化策に関する問題が審議された。

会議で明らかにされたのは、1956年2月13日付ソ連共産党中央委員会決議で指摘された海軍軍紀現状の最大の欠陥はソ連軍の多くの部隊や編隊にもあるということである。

陸軍でも海軍でも犯罪と異常な事故が大量に発生し、その中でもいちばん重大な危険は以下のようなものである、すなわち指揮官に対する反抗、特に陸軍で許し難い自分の上官に対する侮辱、地域住民に対する現役軍人の乱暴な態度、徴兵忌避と現役軍人の無断外出、自動車運輸・飛行機・艦船の破損と大事故のケース。

陸海軍の広範囲にわたって現役軍人の間で、その中でも将校の間で暴飲が見られた。通常暴飲は多数の重大事故、現役軍人が犯す犯罪と関係がある。

多くの軍部隊や編隊、とりわけ海軍における軍紀の不満足な状態は、部隊の高度の戦闘態勢維持と軍の強化を保障しない。

会議で明らかにされたのは、こうした軍紀状況の根本原因が次にあることである。

― 部隊の戦闘態勢向上と軍紀強化の件で、最重点として単一指揮制の強化、単一指揮官の権威と役割の増大という問題に関して1951年国防相命令（0085号）の規準実現が不十分なことである。

ソ連共産党中央委員会で承認されたこうした命令規準にもかかわらず、最近ある部隊将校、とりわけ政治部員将校の中には単一指揮官の役割問題で間違った風潮があり、党及びコムソモールの会議、党協議会で指揮官の職務活動を批判する発言さえある。こうした発言は単一指揮官の権威破壊、部下に対するその厳しさの低下、それゆえ軍紀の弛緩をもたらす。

単一指揮制と軍紀の損壊をしでかす人に対して軍からの除隊までも含めて断固たる措置をとるかわりに、上官や政治機関員は陸海軍にとりこの危険な現象を避けて通ったり、単一指揮制と規律の意義について全く有名な真理の解説に従事したりする。

国防省政治総本部は指揮官の職務活動批判の事実にもいつもタイミングよく反応するわけではなく、命令（0085号）の規準実現を十分保障しなかった。

— 軍管区・艦隊・軍の若干の司令官、とりわけ部隊・艦船・編隊の指揮官とその参謀の側から、部隊の部下に対するしっかりした指導が欠けていた。部隊や編隊の参謀は命令と規律強化を目指す軍の操典の遂行に対するコントロールをゆるめた。

指揮官や上官の側から、軍紀違反者に対する黙認や規準低下があること、その際自分の上官に対する部下の犯罪活動も、部隊戦闘態勢の基盤を損なう現象として、指揮官や政治機関員にいつも判断されるわけではない。軍紀違反者に対して厳しい懲戒処分をとるところか、それを説得したり、どこまでも警告したりするケースもよくある。

— 課された懲戒処分の数にしたがって部隊の規律状態を判断する誤った有害な慣例が若干の部隊・艦隊・編隊に存在する、そのことが厳しさの低下とまた課された懲戒処分の数が少なれば部隊の規律状態に対して良い評価を受けるという欲求を必然的にもたらす。

— 多くの編隊や部隊での人員の政治・教育活動は、戦闘訓練の任務と軍紀の強化を離れてうまく行われていない。政治機関と党機関は指揮官に対する絶対服従・敬意と軍務に対する熱意ある態度の精神で人員の教育に関する自分たちの最重要の任務を遂行するのに不完全である、共産主義者とコムソモール員に対して高度の厳しさを呈示せず、学習と規律でその模範を求めて粘り強く争うのに不十分である。単一指揮官の方では政治機関の仕事をも十分に指導せず、党及びコムソモール組織の活動をきちんと人員の教育と軍紀高揚面での課題解決の方にもって行かない。

国防省政治総本部、各軍種の政治本部、軍管区・軍集団・艦隊の政治局、軍政治部は、政治機関、党及びコムソモール組織による部下の活動状況を深く研究せず、その活動の欠陥を除去するのに必要な措置をとらない。

— 軍での暴飲との毅然とした闘いは行われていない。多くの指揮官及び政治部員は暴飲者に対して放任主義的態度をとり、まさにそれにより彼らを大目に見ている。アルコール飲料販売禁止の政府決定は閉鎖された守備隊、軍の駐屯地の多くの部隊では遂行されていない。

自動車・飛行機・艦船の多数の破損や惨事はその人員の担当者の側からの規律の初歩的規準違反、部隊の戦闘訓練の不満足な組織と人員の自己の技術の認識不足から起こる。

多くの航空部隊で事故と闘う1955年の国防相命令（0063号）規準は遂行されていない。

— 軍の兵隊組織と部隊及び艦隊の内部秩序が弱い。軍の兵隊組織・内部秩序そして軍紀強化に関する部隊のしばしば具体的な活動は、多数の会議開催と大量の命令・指令の印刷に代わってもらっている。上官の側からは内部秩序と軍務の主要な組織者として、連隊長・艦長の役割向上に十分注意を払わない。連隊長・艦長の頻繁な交代が軍務に否定的影響を及ぼす。

— 軍曹・下士官の選抜・訓練・教育に対する、また指揮官・直属の上官・兵士及び水兵の教育者としての権威の維持に対するしかるべき注意を部隊が欠いている。

— 自分の部下の調査がうまくないこと、重大な事故や犯罪の予防に関する活動が弱いこと。

陸軍とりわけ海軍の軍紀の思わしくない状態が、軍紀の欠陥除去と部隊・艦隊・編隊の戦闘態勢に関して断固たる措置を要求することができないのかもしれない<sup>(4)</sup>。

## 2 ソ連陸海軍の軍紀強化策

以上のようなソ連軍の軍紀の現状を指摘した後、具体的な課題解決として以下のように命令する。

1. 地上軍・海軍・空軍・国土防空軍の各最高総司令官、軍管区・軍集団・艦隊・軍の各司令官、空挺部隊の司令官、編隊・部隊・艦船の各指揮官は、部隊及び艦船における軍紀強化と安定秩序導入に関する緊急かつ断固たる措置をとること、それに基づいて部隊の軍人犯罪と異常な事故、まず第1に、指揮官及び上官への不服従、地域住民に対する現役軍人の乱暴な態度、現役軍人の暴飲、脱走、無断外出、そしてまた自動車、飛行機、艦船の破損や事故を一掃すること。

指揮官、政治部員及びソ連陸海軍の党組織への書簡で述べられたソ連共産党中央委員会の規準遂行を軍管区・軍集団・艦隊・軍・小艦隊の軍事会議により確保すること。

2. ソ連陸海軍の指揮官・上官・政治機関・党及びコムソモール機関により、陸海軍の単一指揮制強化で表明されたソ連共産党中央委員会の方針である 1951 年の命令（0085 号）の規準を厳しくかつ不断に実行すること。単一指揮官の軍務活動批判と権威損壊のいかなる試みも断固として直ちに阻止し、この点で犯罪者の責任を厳しく問うこと。

各級指揮官・上官は、軍の秩序と規律を導入する将校・軍曹・下士官・統率力のある人の厳しさを全力で維持すること。

3. 将軍・提督・全将校の委任用件に対する、まず第1に、部隊の部下の規律状態に対する責任を高めること。部隊の生き生きとした指導と各級の指揮官・上官の組織活動を改善すること。自己及び部下に厳しくすることを強化し、軍紀違反者に対して黙認しないこと。単一指揮官により政治機関・党及びコムソモール機関の指導を改善すること。

課された懲戒処分の数で軍紀を判断することを禁止する。部隊・艦隊・編隊の軍紀を部隊の内部秩序と軍務の一般状況で判断すること。

4. 軍紀と軍務の強化で内部秩序の主要な組織者として、連隊・各部隊・艦船の指揮官の役割を高めること。極度の必要のないとき、その転任を禁ずる。

幹部将校の訓練・教育、また自分と部下に対して組織者の熟練・高度の厳しさ・部隊及び下位部隊に操典の規則を整える能力を彼らに植え付けることに関して活動を改善すること。

5. 政治総本部は政治機関・党及びコムソモール機関の指導を徹底的に再建すること、部隊・編隊が直面している党・政治活動と実践任務の分離を一掃すること、そして教育活動の抽象性を除去すること。

政治機関による主要な努力は、たくさんの兵士・軍曹・将校の中で直接組織活動に集中すること、自己の軍務と規律を熱心に遂行する精神で彼らを教育すること。

党・政治活動の基本指標と見なされるものは、戦闘及び政治訓練の高品質の確保、戦闘態勢・組織性・規律の向上、軍事技術や兵器のすばらしい理解、人員の正しい職務遂行に向けられた立派な組織上・生き生きとした政治的・大衆向けの活動である。

政治機関・党及びコムソモール機関に提起されるのは、共産主義者とコムソモール員に対する高度の厳しさであり、軍務と規律で彼らの個人的手本になること。下位部隊の共産主義者とコムソモール

員は、違反者が世論の側からその行いの厳しい非難を感じ、分かるために、規律違反者に関して世論形成のイニシアチブをとらなければならない。

党・政治活動評価の際基礎としなければならないのは、部隊・艦船・編隊の軍紀状態、戦闘訓練の課題解決に人員を動員するレベル、いかなる時でも祖国に対して自己の義務を果たす覚悟をもったソ連軍の高度の政治・モラルの質の教育である。

党・政治活動と教育活動が向けられるのは、単一指揮制の強化、指揮官の権威上昇、軍紀の強化である。より積極的にそれらを行い、それらに具体性を与え、規律・戦闘訓練・戦闘態勢の分野で部隊・艦隊により解決される任務と密接に結びつけること。指揮官・上官に対して絶対服従、彼らに対する敬意と軍務に対する熱意ある態度の精神で、また軍人宣誓と操典を正確に実行し、軍紀と社会秩序の違反者に対して容赦しない精神で人員を教育すること。

6. 現役軍人の中で暴飲を根絶すること。暴飲のすべてのルートを閉じること、将校会館・駐屯地に附属する食堂、ビュッフェでのアルコール飲料の販売中止。

7. 自動車・飛行機・艦船の破損や事故を部隊でなくするために必要なのは、まず第1に、軍紀違反者を片づけること、人員の正しく体系的で首尾一貫した訓練を組織すること、技術のしっかりした理解、戦闘技術の保全・操作・利用規程をしっかりと実行すること、航空部隊・編隊に必要とされるのは、1955年国防相命令（0063号）の完全かつ正確な遂行である。

8. 軍曹・下士官の訓練と教育を急激に改善すること、彼らの権威を上げること。

中隊の下士官の軍務補充のために兵役義務年限以上に服務する人の選抜に特に注意すること。

参謀総長とソ連軍種の最高総司令官に対して、軍曹・下士官の階級は指揮官のポストを占める人物のみが基本的に有するために、軍曹・下士官の数を陸海軍で減らす施策を最後までやり遂げること。

9. 部隊外にいるとき、また鉄道や水路を横断するとき、現役軍人の恥ずべき行いを止めること。

下士官・軍曹の輸送機関に注意を払うこと、とりわけ現役軍人を予備役にまわすとき、実際兵役に徴集される者の輸送のとき、そしてありとあらゆる仕事に現役軍人の小部隊を輸送するとき。

鉄道・水路の守備隊での軍紀導入に対して、上官・守備隊長・鉄道駅と埠頭の守備隊長の責任を高めること。緊急任務の現役軍人が休暇や出張で滞在中社会秩序や軍紀を乱すとき、原隊に帰還させる。列車その他の輸送手段からすべての暴飲者と現役軍人の社会秩序違反者を取り除く、その中でも規定年限の兵役期間で予備役に回った者と居住地に赴任する者を厳正に処分する。

厳格な将校により軍司令官カードルを強化する。

10. 他省庁の隷属下にない、軍管区地域にあるあらゆる部隊の現役軍人・軍建設部隊員の軍紀状態に対する責任を軍管区司令官に負わせることを明らかにする。

11. 実際兵役に徴集されるまで前科のある召集兵を戦闘部隊と艦船に移送することを禁止すること。

12. 地上軍最高総司令官は軍最高検察庁と共同で大隊の規律状態を調査し、1ヶ月で必要な提案を提出すること。

13. 命令は連隊長まで伝えること。それ以外の将校・軍曹・下士官に対して命令の規準をその関連箇所解説すること<sup>(5)</sup>。

ソ連邦国防相

ソ連邦元帥 ジューコフ<sup>(6)</sup>

参謀総長

ソ連邦元帥 ソコロフスキー<sup>(7)</sup>

おわりに

以下各命令について順番に検討を加える。

まず第1に、1953年3月のスターリン死後、軍に対する支配が弱まることを懸念した党指導者は軍に対する党のコントロールを拡大・強化しようと努めてきた。しかしながら、ソ連軍全体の軍紀弛緩（犯罪・事故を含めて）が緊急の解決を要する課題として提起されていることは、党中央委員会の軍内党組織に対する指令が効果を発揮していないことを証明するものであると言えるだろう。

第2に、ソ連陸海軍の単一指揮制の下、単独責任強化に基づいて軍内犯罪者を厳しく取り締まる方針を打ち出している点である。それは依然として厳格な軍紀により軍の秩序を維持することを意味する。

第3に、軍隊内部の軍紀違反を見逃さないことは当然であるとしても、懲戒処分の数の多少で軍紀の状況を判断することを禁止するほど事態が悪化していることは深刻である。

第4に、軍内における主要な組織者として幹部将校の訓練・教育を重視する姿勢が示されていることは注目すべき点である。

第5に、陸海軍における党活動の指導機関として政治総本部の役割を確保するとともに、党中央委員会は軍の戦闘能力を維持するだけでなく、軍の戦闘準備に対しても責任をもつことを明確にしたことである。

第6に、ソ連軍だけでなく、ソ連社会の宿病ともいべきアルコール問題（暴飲・中毒）にいかに対処するかということである。

第7に、軍内の各輸送手段（自動車・飛行機・艦船）の破損や事故が依然として後を絶たないことが分かる（公式発表はきわめて少ないが）。

第8に、実戦部隊の基盤ともいべき下士官の教育・訓練にも注目しなければならない。

第9に、ソ連軍部隊の国内社会における否定的言動に対しても、厳しく対処することが指摘されているということは、やはりこの問題が無視できないインパクトをもっているということに他ならない。

最後（10-13）に、この命令を受けて軍の関係機関がしかるべき措置をとることである。

## 注

(1) [2] 247頁。

(2) [2] 247頁。

(3) 党・軍関係から見たジュコフ解任の背景については以下参照（[1] c. 75-76.）。

1957年10月26日、ソ連共産党中央委員会幹部会の会議でジュコフはソ連国防相の職務から解任された。3日後、ソ連共産党中央委員会総会が開催され、そこで彼は中央委員会幹部会及びソ連共産党中央委員会の構成員から除外された。元帥に提

起された主な告発の1つは、軍と党の《分離》であり、中央委員会のコントロールからの軍の《逃避》であった。

こうした非難の理由及び主要な論拠の1つとなったのは、1956年5月12日のジューコフとソコロフスキーの署名した《ソ連陸海軍の軍紀の現状とその強化策について》という命令(0090号)であった。この命令は軍の党機関活動を規制し、その公平な批評を含んでいた。その中では人員の不満な政治・教育活動が指摘され、党及びコムソモールの会議、党協議会における指揮官の職務活動批判は禁止されていた。党・政治活動と実践任務の分離を一掃して、政治機関の指導を根本的に再編するよう政治総本部に指示された。

《指揮官・党組織・政治機関・全ソ連軍の生活と活動に悪影響を及ぼす命令を、ジューコフ同志は中央委員会の承認を求める必要性を認めず…中央委員会に通知さえせず、許し難い自分勝手な振る舞いを見せた》という事実が中央委員会総会参加者を憤慨させた。中央委員会総会で下された結論は、ジューコフは国防省を中央委員会の上におき、中央委員会の権限を横取りし、ソ連陸海軍政治総本部は一種の官房に変わり、国防省の政治総本部になったということである。

元帥自身はこのようなクレームを断固否定し、命令(0090号)を1951年全ソ連邦共産党(ボ)政治局とソ連邦閣僚会議で承認された前の国防相命令(0085号)《ソ連陸軍の軍紀の現状とその強化策》の精神で準備されたものと見なした。ジューコフの考えでは、政治総本部参加の下国防省軍事会議で一度命令(0090号)の審議が行われたので、したがってそれをソ連共産党中央委員会に提出する必要はなかった。1957年10月総会の出席者はこの主張に賛成せず、文書の継続性についての元帥の意見は共有されなかった。本命令の詳細な研究からその本旨は確かに類似していることを納得させるものである。これは第1に、政治機関の不満足な活動評価、党・教育活動再編の必要性、党及びコムソモール会議における批判禁止、単一指揮制の役割を高める意図にかかわるものである。命令(0090号)で党機関宛の批判的コメントが前の文書よりもずっと多く含まれていたけれども。

この命令の出現は偶然ではなかった。軍における党機関の役割に関する以前形成されたフルシチョフのイメージをそれは反映した。元帥は党活動家に我慢できず、彼の考えでは、補助が下手で、時には指揮官を妨害したり、決定採択を避けたり、《無原則、弱腰、甘さ》を見せたり、かつての彼の言葉によれば、単純な怠け者、《年老いた雄猫のようにあらゆる嗅覚を失った者》我が指揮官の圧倒的多数—《この古参の鍛え上げられた共産主義者たちは党・政治活動によく通じており》、したがって彼らは《党指導者にもなれる》とジューコフは考えた。こうした元帥の見方に影響したのは、もちろん彼の個人的経験である。公式の資格審査証明書によれば、軍と党の職務を兼務する単一指揮官の役割を彼はうまくこなした。それと同時に、政治機関に対するこのような態度にもかかわらず、ジューコフは昔の人間であり、全体としてソ連共産党中央委員会の《指導的役割》に少しも異議を唱えず、その振る舞いにおいて党の見解に従う、党员であると自分を見なした。

現在命令(0090号)を評価して言うことができるのは、1950年代に行われた軍改革で彼はかなりの役割を演じ、現役軍人の規律規準を強化し、軍の単一指揮制を主張し、まさにそれにより、軍が縮小時代を迎えるという困難な時代に軍の戦闘力を維持するのを促進したことである。

(4) [1] c. 76-78.

(5) [1] c. 79-81.

(6) ジューコフ(1896-1974)の略歴は以下の通りである([1] c. 81.)

ソ連邦元帥(1943)、4度ソ連邦英雄(1939,1944,1945,1956)、1919年ソ連共産党入党。1941年1月—7月労農赤軍参謀総長、ソ連国防人民委員代理。大祖国戦争時最高統帥部構成員、多くの戦線を指揮、ソ連国防人民委員第1代理と最高総司令官代理(1942年8月から)。1945-46年駐独ソ連軍集団総司令官、地上軍総司令官、ソ連軍事力相代理、1946-53年オデッサ及びウラル軍管区司令官。1953年3月からソ連国防相第1次官、1955-57年ソ連国防相。1958年辞職。

(7) ソコロフスキー(1897-1968)の略歴は以下の通りである([1] c. 81.)

ソ連邦元帥(1946)、ソ連邦英雄(1945)。1931年ソ連共産党入党。1941年2月—7月参謀総長代理。大祖国戦争時参謀長、多くの戦線で司令官代理及び司令官。1946-49年駐独ソ連軍集団総司令官、1949-52年ソ連軍事力相第1代理、1952年から参謀総長。1960年参謀総長辞任。1952-61年ソ連共産党中央委員会委員、1961-68年ソ連共産党中央委員会委員候補。

参考文献

- [1] 《Перестроить руководство политорганами…》  
Приказ министра обороны СССР Г. К. Жукова. 1956 г.  
Исторический архив, 1997, No. 5-6, с. 75-81.
- [2] ハリエット・F・スコット、ウィリアム・F・スコット著乾一宇訳『ソ連軍』（時事通信社、1986年）
- [3] 拙稿「ジューコフ『回想録』の予備的研究(1)」『信州大学教育学部紀要』（第100号、2000年8月、79-90頁）
- [4] 拙稿「ジューコフ『回想録』の予備的研究(2)」『信州大学教育学部紀要』（第100号、2000年8月、91-102頁）

(2006年11月17日 受理)